

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第63号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、令和5年1月30日付け諮問教職第655号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った訂正請求の内容

実施機関が保有する報告書（以下「本件公文書」という。）における特定の記述（以下「本件訂正情報」という。）の削除

2 訂正請求に対する処分の内容

不訂正決定（本件訂正請求は訂正請求権の対象外のものである。）（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

訂正請求	令和	4年	11月	28日
本件処分	令和	5年	1月	17日
審査請求	令和	5年	1月	23日
諮問	令和	5年	1月	30日
答申	令和	7年	8月	22日

5 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結 論

本件処分は妥当である。

(2) 争 点

審査請求人は、条例第25条における事実該当し訂正請求の対象となる旨を主張している。

これに対して、実施機関は、条例第25条に規定する訂正請求権の対象外であるとして、本件処分を行ったものである。

(3) 審査会の判断理由

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書は、校長と関係者（審査請求人を含む）とのやりとりを逐語的に記録した文書ではなく、校長が関係者から聴取した内容を整理した上で、所属長としての所感を述べた文書であり、客観的な正誤の判定には馴染まない性質を有するものと認められる。本件訂正情報は、当該所感の一部を構成していると認められるから、条例第25条における事実には該当しないものであると認められる。

7 審議経緯

審査回数4回

答 申 書

令和7年8月22日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、令和5年1月17日付け教職第615号により行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求

審査請求人は、令和4年7月28日付けで、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し次のとおり保有個人情報の開示請求を行った。

請求内容 : 審査請求人にかかるトラブルの情報や相談、報告に係る全ての文書及び実施機関が学校長や学校に対して送った内容・文書等全て、指示も含めて、学校と実施機関が作成又は取得した関連文書全て

2 一部開示決定

実施機関は、令和4年9月26日付けで、条例第18条第1項の規定に基づき次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し保有個人情報一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

開示した文書 : 文書1 本校職員に関わることについて（報告）

文書2 本校職員に関わることについて（報告）（2回目）

3 訂正請求

審査請求人は、令和4年11月28日付けで、条例第26条第1項の規定に基づき、実施機関に対し訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

（1）訂正請求の趣旨

文書1及び文書2のうち特定の記述（以下「本件訂正情報」という。）の訂正（削除）を請求する。

（2）訂正請求の理由

本件訂正情報のうち文書1における特定の記述に関して、判決書において裁判所から認定された事実によると、本件公文書の記載は誤りであり事実ではない。また、文書2における特定の記述に関して、判決書には、文書2に記載されている内容は一切出てきておらず、また審査請求人もそのようなことを一切言っていない。

本件公文書の虚偽記載について、元校長の告発及び提訴も検討していることを附記する。

条例第40条に従い、迅速かつ適切な処理に努められたい。

4 実施機関の決定

実施機関は、令和5年1月17日付けで、条例第28条第2項の規定に基づき本件処分を行い、審査請求人に通知した。

訂正しない理由：条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）では、第25条に規定する訂正請求権の対象とする事実、客観的に正誤を判断することができる事項をいい、客観的な正誤の判断になじまない事項は訂正請求の対象とならないとする旨が示されており、本件訂正請求は訂正請求権の対象外のものである。

5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年1月23日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 諮 問

実施機関は、本件審査請求について、令和5年1月30日付けで、条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

なお、条例は、令和5年4月1日に石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号。以下「施行条例」という。）が施行されたことに伴い廃止されているが、その経過措置として、施行条例附則第7項は「施行日前に旧条例第37条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。」と規定する。従って、本件審査請求については、条例の規定により調査審議を行うものとする。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求書における理由

- (1) 条例では、第25条（訂正請求権）に、「何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の「内容」が事実でないと思料するとき」とあり、「内容」に対しその訂正を請求することができることが明記されているため、訂正請求権自体は成立しており、「訂正請求権の対象外」という本決定は大きな誤りである。
- (2) また、第27条（保有個人情報の訂正義務）には、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に「理由がある」と認めるとき」（中略）「当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とある。本件には、以下の相当の「理由」があるため、実施機関は、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
 - ① 本請求には、裁判証拠という客観的な証明証拠がある
 - ② 訂正を求めた項目については内容自体が誤っているが、そのようなことを公文書に記載することは、個人の表現の自由を侵害する、重大な人権侵害である。
- (3) 解釈運用基準にも、「氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格「等」客観的に正誤を判断することができる」とあり、①「等」とある以上、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格以外の情報を排除するものではない。また、②上記(2)の①に記載したが、裁判証拠という客観的な証明証拠から、客観的に記載事項の正誤を判断できるものである。
- (4) 実施機関は、当初、延長通知を出したが「事実内容の確認のため時間を要するため」と説明している。実施機関自体が「事実内容の確認」する意思があり、「事実内容の確認」を始めたのだから、今更「訂正請求権の対象外」とするのは、不合理である。

3 反論書における理由

弁明書において、実施機関は、公文書に記載された内容について、「当該記載は、当時、審査請求人と校長が行った話し合った内容」であり、「話した内容は客観的に正誤を判断できるものではない」と述べ、これら記載は「客観性に欠いた事実が確認できない内容を記載した」問題のある記載であることを自ら認めている。問題のある記載は訂正ないしは削除すべきである。

密室で話し合われ校長の匙加減で書けてしまうもの、かつ個人の自由と尊厳を尊重すべき内容について、「内容は客観的に正誤を判断できるものではない」のに、公文書へ堂々と記載することは、個人の自由を縛り、職員個人のプライバシー侵害になる極めて問題となる行為である。それを実施機関は、

自らの発言をもって、認めているのであるから、即時、訂正ないしは削除すべきである。

条例第27条（保有個人情報の訂正義務）には、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とあり、本請求事件は、客観性に欠く人権侵害に該当する記載であるという相当の理由があるため、実施機関には保有個人情報の訂正義務が発生するものである。

その前提として、解釈運用基準第25条においても、氏名、住所、家族構成、学歴、資格「等」とあり、氏名、住所、家族構成、学歴、資格「以外」の情報を排除するものではない。

第一、本件にある、特定の記述に係る記載や発言は、氏名、住所、家族構成、学歴、資格の正誤を判断することより余程、「人権侵害」であり、大問題だという判断が客観的かつ容易である。

また、上位法である「個人情報保護法」第34条には、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。」とあり、また「日本国憲法」（第11条）には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」とある。上位法によって、「事実でないとき」に「当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求」できる、また、「すべての基本的人権の享有を妨げられない」のであるから、個人の自由を侵害されない人権であるため、実施機関は、即時、即時、訂正ないしは削除すべきである。個人の自由を公文書への記載によって縛ることは、基本的人権の侵害であり、憲法違反である。自治体が憲法違反をしていることは、非常に遺憾である。上位法の概念を適用すべきであり、本件は下位法の誤った適用である。

かつ、裁判所の書類を、審査請求人は、客観的証拠として提出していることから、客観的に正誤を判断できるものであり、証拠がありながら、解釈用基準第25条を盾にして訂正請求の対象外とするのは、行政の不作为である。

本件公文書に記載されている内容について、審査請求人は言うておらず、事実無根である。裁判所も認定していない。

繰り返しになるが、一個人の職員の私事など個人の自由とプライバシー侵害となることを、公文書への記載することは、基本的人権の侵害であり、今すぐにも訂正ないしは消去されたい。

本件審査請求の結果を待って、実施機関が訂正ないしは削除に応じない場合は、公文書への事実無根の記載、かつ人権侵害の恐れがあるとして、慰謝料請求を提起するつもりであることを附記する。

4 意見書における理由

弁明書において、実施機関は「話した内容は客観的に正誤を判断できるものではない」ことを理由に、「訂正請求権の対象外」と弁明している。

しかしながら、本件は、審査請求人が判決書を提出していることから明らかなように、極めて重大な人権侵害の疑いに端を発するものである。

そのような深刻な経緯を背景として、当時の校長が実施機関に対し、事態の收拾を図る姿勢を強調する必要性があったことは、容易に想像される。実際、事情聴取が行われたことは事実である。

しかしながら、本件で訂正を求めている了承のやり取りそのものが、そもそも実在しないという点が核心である。仮に、了承があったという場面があったとしても、「了承しました」という表現は、それ自体、「そのような要請または指示がなされたこと」を前提とする。だが、そのような要請または指示が校長等の管理職によって行われたとしても、それが教育公務員の服務規律に基づく正当な職務命令と認められる法的根拠は見出し難く、当該言動の正当性には重大な疑義がある。

したがって、「話した内容は客観的に正誤を判断できない」との実施機関の主張以前に、問題となっている「了承のやり取り」が実際には行われていない以上、その記載は事実と反しており、訂正されるべきものである。

さらに、別件裁判において提出された証拠文書は、「客観的に正誤を判断できるもの」と評価されるに足るものである。

よって、実施機関の主張する「訂正請求権の対象外」との弁明には合理性がなく、本件は明らかに訂正請求の対象に該当するものであると判断される。

そもそも、請求人は、自身の個人情報公文書に記載され、さらに人事権を有する実施機関に対して当該文書が送付されることについて、事前に一切の説明を受けておらず、当然ながらこれを承諾した事実もない。このような手続を経ることなく個人情報を第三者機関に提供する行為は、請求人の自己情報の保護権を侵害するものであり、重大な人権侵害に該当する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

審査請求人が、令和5年1月23日付けで提起した審査請求については、これを棄却すべきであるとする。

2 弁明の理由

審査請求人が訂正を求める箇所は、いずれも審査請求人と当時勤務していた学校の校長との話し合いの内容を記載したものである。

解釈運用基準では、条例第25条に規定する訂正請求権の対象とする事実、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的に正誤を判断することができる事項といい、客観的な正誤の判断にならない事項については、同条第1項の事実には該当せず、訂正請求の対象とならないものであるとされている。

これを本件訂正請求部分についてみると、当該記載は、当時、審査請求人と校長が行った話し合った内容に関する記録である。

話した内容は客観的に正誤を判断できるものではないことから、解釈運用基準に基づき、訂正請求権の対象外であると判断したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 本件訂正情報について

本件訂正情報は、本件公文書に記載されている審査請求人に係る保有個人情報のうち、校長が審査請求人から聴き取った内容を整理した部分の一部である。

3 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件訂正情報は条例第25条における事実には該当しないため訂正請求の対象とならない旨を主張している。審査請求人は、本件訂正情報は条例第25条における事実には該当し訂正請求の対象となる旨を主張している。

4 条例第25条（訂正請求権）について

条例第25条第1項は、「何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。石川県個人情報保護条例解釈運用基準によれば、同条における「事実」とは、客観的に正誤を判定することができる事実を指し、客観的に正誤を判定することに馴染まない評価・判断等には及ばないと解される。

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書は、校長と関係者（審査請求人を含む）とのやりとりを逐語的に記録した文書ではなく、校長が関係者から聴取した内容を整理した上で、所属長としての所感を述べた文書であり、客観的な正誤の判定には馴染まない性質を有するものと認められる。本件訂正情報は、当該所感の一部を構成していると認められるから、条例第25条における事実には該当しないものであると認められる。

従って、実施機関の客観的に正誤を判定することに馴染まないという主張には不自然・不合理な点はない。

5 条例第27条（訂正義務）について

審査請求人は本件審査請求において条例第27条について言及していることから、当審査会として、同条の適用について検討を行う。

条例第27条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。石川県個人情報保護条例解釈運用基準によれば、同条における「個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内」とは、保有個人情報の内容については、個人情報取扱事務の目的によって、過去の一定時点の事実のみで足りる場合など、その事務を遂行していく上で目的の達成に必要な範囲内のことと解される。

本件保有個人情報に係る事務の目的について、当審査会事務局職員をして担当課である教職員課に対し確認させたところ、同課の説明は概ね次のとおりであった。

- ・ 本件公文書は、校長が教職員課と人事管理上の留意事項についてその都度情報共有するために作成した報告書である。
- ・ 本件訂正情報に該当する箇所についても、記載されているとおりの内容で情報共有している。

当審査会において、本件公文書を確認したところ人事管理上の文書であると認められるから、上記実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。実施機関の説明によると、本件保有個人情報に係る事務の目的は、校長が報告を行う都度完了していることになる。そうすると、報告当時、本件保有個人情報は現在の記載内容で現に情報共有が行われたという実施機関の説明に不合理な点はなく、本件訂正請求には理由があるとは認められない。また、既に本件保有個人情報に係る事務の目的は達成されてしまっていることから、本件訂正請求は目的の達成のために必要な訂正であるとも認められない。従って、実施機関が行った本件処分は妥当である。

6 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和5年1月30日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第655号）
令和6年10月15日 （第65回審査会）	審議を行った。
令和7年5月28日 （第69回審査会）	審議を行った。
令和7年6月13日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
令和7年6月18日 （第70回審査会）	審議を行った。
令和7年6月25日 （第71回審査会）	審議を行った。